

定 款

株式会社 ダイサン

定 款

第 1 章 総 則

(商 号)

第 1 条 当社は商号を、株式会社ダイサンと称し、英文では、DAISAN CO., LTD. と表示する。

(目 的)

第 2 条 当社は、下記の事業を営むことを目的とする。

- (1) 建築金物、仮設機材の製造販売業
- (2) 足場等の仮設機材のレンタル業およびリース業、組立、解体工事業
- (3) 太陽光発電機、キッチン、ユニットバス、トイレ、床下暖房機器、電気温水器等の住宅設備機器の販売、施工及び保守管理
- (4) とび土工工事業
- (5) 建築工事業の設計・施工・監理
- (6) 生命保険の募集に関する業務、生命保険契約の締結の媒介
- (7) 損害保険代理店業
- (8) 古物営業法による古物商
- (9) コンピュータシステムおよびソフトウェアの企画、制作、開発、販売、賃貸借、保守およびコンサルティング業務
- (10) レンタカー業務
- (11) 熱絶縁工事、塗装、電気設備工事
- (12) 労働者派遣事業
- (13) アウトソーシング事業の委託・請負
- (14) 建設土木工事に関するコンサルティング業務
- (15) 監視用カメラの開発、販売、賃貸借に関連する業務
- (16) 電子機器の企画、設計、開発、製造、販売、リース、輸出入、取付工事、技術開発、技術指導ならびに発明、考案、意匠、調査、保守およびメンテナンス業
- (17) 建築物および構築物の外観調査
- (18) 教育研修事業
- (19) 有料職業紹介事業
- (20) 上記各号に附帯関連する一切の事業

(本店の所在地)

第 3 条 当社は、本店を大阪市に置く。

(機 関)

第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査等委員会
- (3) 会計監査人

(公告の方法)

第 5 条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることが出来ない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第 6 条 当社の発行可能株式総数は、26,000,000株とする。

(自己の株式の取得)

第 7 条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。

(単元株式数および単元未満株券の不発行)

第 8 条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第 9 条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株式名簿管理人)

第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。

3. 当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。

(株式取扱規程)

第11条 当会社の株主権行使の手続きその他株式に関する取扱いは、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第 3 章 株 主 総 会

(招集の時期)

第12条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度終了後3カ月以内、臨時株主総会は必要あるときにこれを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第13条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年4月20日とする。

(招集権者および議長)

第14条 当会社の株主総会は、取締役社長が招集し、その議長となる。取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに当たる。

(株主総会参考書類等の電子提供措置等)

第15条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2. 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。

(議決権の代理行使)

第16条 当会社の株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。この場合、株主または代理人は、代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

(決議の方法)

第17条 当会社の株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議事録)

第18条 株主総会の議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録する。

第4章 取締役および取締役会

(員数)

第19条 当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、8名以内とする。

2. 当会社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。

(選任)

第20条 当会社の取締役は、株主総会において選任する。ただし、監査等委員である取締役はそれ以外の取締役と区別して選任する。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

3. 当会社の取締役の選任決議は、累積投票によらない。

(任期)

第21条 当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

第22条 当会社の取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から代表取締役を選定する。

2. 取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

（招集権者および議長）

第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、招集権者および議長は、取締役会の決議により定める。

（招集の方法）

第24条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要がある場合は、これを短縮することができる。

2. 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

（決議の方法）

第25条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

2. 当社は、会社法第370条の要件を満たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。

（報酬等）

第26条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

2. 前項の取締役の報酬等は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して定めなければならない。

（執行役員）

第27条 取締役会は、その決議によって執行役員を選定し、代表取締役の監督の下に会社業務の執行権限の一部を行使させることができる。

2. 執行役員は、取締役会に出席して前項の執行業務について報告する義務を負う。
3. 執行役員は、取締役会に対して、適宜経営についての意見を述べるることができる。

（相談役および顧問）

第28条 当会社には、相談役および顧問を若干名置くことができる。

2. 相談役および顧問は、取締役会において推薦するものとし、取締役会に出席して意見を述べるることができる。

(取締役会の議事録)

第29条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令の定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。

(取締役会規程)

第30条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(取締役の責任免除)

第31条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、同法第423条第1項の取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間において、会社法第423条第1項の損害賠償責任を法令が規定する額を限度とする契約を締結することができる。

第 5 章 監査等委員会

(監査等委員会の招集通知)

第32条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。

(常勤の監査等委員)

第33条 監査等委員会は、その決議により常勤の監査等委員を選定することができる。

(監査等委員会の決議方法)

第34条 監査等委員会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数をもって行う。

(監査等委員会の議事録)

第35条 監査等委員会の議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印または電子署名する。

(監査等委員会規程)

第36条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

第 6 章 計 算

(事業年度)

第37条 当社の事業年度は、毎年4月21日から翌年4月20日までの1年とする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第38条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める。

(剰余金の配当の基準日)

第39条 当社の期末配当の基準日は、毎年4月20日とする。

2. 当社の中間配当の基準日は、毎年10月20日とする。

3. 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(配当金の除斥期間)

第40条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。

(附則)

- 1 当社は、第41期定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。
- 2 当社は、第41期定時株主総会終結前の社外監査役（社外監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第41条第2項の定めるところによる。